

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立常盤小学校等内部改修工事（電気・追加工事）
2 施 行 場 所	東京都中央区日本橋本石町四丁目4番26号
3 対 象 業 種	電気工事
4 工 事 概 要	電灯設備 一式 動力設備 一式 構内情報通信網設備 一式 構内交換設備 一式
5 工 期	令和7年3月28日まで
6 契 約 金 額	6,930,000円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和7年2月12日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都中央区日本橋富沢町10番18号 中央電設・東神建設共同企業体 代表者 中央電設株式会社 東京支店 常務取締役支店長 初馬 修二
9 随意契約締結の理由	現在、中央区立常盤小学校等内部改修工事（電気設備工事）（以下「本体工事」という。）は、上記業者が施工中である。 本工事を施工するに当たり、現在施工中の本体工事と関連性があり、同一現場内での交錯、繁雑を避け、工程管理に支障を来たさぬよう工事を進める必要がある。 また、経費についても概ね31.9%の削減を図ることが出来るとともに、現場管理、工事管理及び経費面において効果的に工事を進められるため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

随意契約締結理由書（公表用）

下記のとおり随意契約を締結したので、公表します。

1 工 事 件 名	中央区立温浴プラザ「ほっとプラザはるみ」等複合施設盛土工事
2 施 行 場 所	東京都中央区晴海五丁目2番3号
3 対 象 業 種	建築工事
4 工 事 概 要	盛土工事 晴海五丁目全体の計画高さ（約AP+6.5m）に地盤を嵩上げする工事
5 工 期	令和5年9月29日まで
6 契 約 金 額	27,955,400円（税込み）
7 契 約 締 結 日	令和5年1月13日
8 契約の相手方の住所及び商号又は名称	東京都文京区後楽一丁目5番3号 株式会社塩浜工業 東京本社 東京本店長 堀 昌弘
9 随意契約締結の理由	現在、隣接地において、東京都港湾局発注の晴海五丁目（特別区道中月第836線）道路改良工事（以下「港湾局工事」という。）が上記業者にて施工中である。 港湾局工事で整備がなされない範囲の一部を盛土する本工事は、港湾局工事と一体的な工事であることから、同者が施工することにより工期の短縮が図られる。 また、各単価及び経費率について基本的に港湾局工事と合わせることで、工事費全体で概ね3%の削減を図ることができる。 さらに、同者は港湾局工事を施工するに当たり、近隣住民に対し住民説明会を行っており、住民対応も円滑に進めることができるため、同者と随意契約を締結する。
10 根 拠 法 令	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

